

中小企業の事業主の皆様へ

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられました！

令和5年4月1日から、中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が25%から**50%**になりました。

令和5年3月31日まで

	1ヶ月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を 超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



令和5年4月1日から

	1ヶ月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を 超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



中小企業に該当するか否かは、①又は②を満たすか否かで**企業単位**で判断されます。

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以上	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

又は

どちらに当てはまるか
確認してみましょう



電話相談専用 東京都ろうどう 110 番

☎0570-00-6110

TOKYO はたらくネットホームページ

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

access!



●労働相談情報センター・各事務所で労働相談を受け付けています。

飯田橋 03-3265-6110

大崎 03-3495-6110

池袋 03-5954-6110

亀戸 03-3637-6110

多摩 042-595-8004



東京都産業労働局

令和5年5月作成

中小企業の事業主の皆様へ

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられました！

👉 深夜・休日労働の取扱い

深夜労働の取扱い

月60時間を超える時間外労働を深夜（22時～翌朝5時）に行わせる場合

深夜割増賃金率 25% + 時間外割増賃金率 50% = 75%

休日労働の取扱い

月60時間の時間外労働の算定には、法定休日（※）に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）使用者は1週間に1日又は4週間に4日の休日を与えなければならず、これを「法定休日」と言います。

具体的な計算例

算出例

- 1か月の起算日は毎月1日
- 法定休日は日曜日
- カレンダー中の青字は時間外労働数
- 時間外労働の割増賃金率
60時間以下：25%
60時間超：50%



日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑法定休日労働 ↑月60時間を超える時間外労働

👉 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

（※）代替休暇制度の導入に当たっては、労使協定の締結が必要です！

- ① 代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ② 代替休暇の単位
- ③ 代替休暇を与えることができる期間
- ④ 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日



割増賃金率の引き上げに合わせて、就業規則の変更が必要となる場合があります！

東京都では、「就業規則作成の手引き」を作成しています。
ぜひご覧ください。

